

答弁書第五三号

内閣参質第四一号

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員市來乙彦君提出賃金ベース引上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員市來乙彦君提出賃金ベース引上げに関する質問に対する答弁書

第二項について

(一) 人事院の給與に関する勧告は、国家公務員法に基いて行うものであり、その内容、時期等については、人事院自らの判断によるべきものと考へます。

(二) 人事院の一般の勧告につきましては、政府においてはできるだけこれを尊重する建前の下に、充
分検討を行いました結果、これに應じ難いとの結論に達した次第であります。

第二項について

(一) 実質賃金の増加につきましては、いわゆる六三〇七円ベースによる現行の名目賃金を変更することなく、ただこの賃金による實際家計即ち実質賃金を各般の施策によつてできるだけ充實改善したと
いうのが政府の考へであります。

(二) 右の観点よりしまして、今後政府の諸施策によつて国家公務員の實際家計がどの程度充實改善されるかという点につきましては、標準生計費世帯について見れば別紙(昭和二十五年労働者家計の見透し)の通りであります。(本表の係数は先に提出した「国家公務員の給與に関する資料」(昭和二十五年二月三日
臣官房審議室) 中(資料四)の係数をその後における條件の變化に基き再検討の上修正したものであります。)

なお右の見透しは、自由価格並びにヤミ価格は變動なきものとして、なされたものでありますか

ら、最近におけるこれらの価格の著しい下落傾向を考慮に入れば、実際家計の改善度は更に増大するものと考えられます。

別紙

昭和二十五年労働者家計の見透し

物価庁 二五、四、三

価格改訂並に増配の影響

税制改正の影響

品目	改訂期日	値上り率	②部分の生計費ウエイト	生計費膨脹率	直接税
石 鹼	昭和二四、一、一	一二・五〇%	〇・一七%	〇・〇二%	(-) 三・一四%
電気料金	二四、二、二	二六・八六	一・〇六	〇・二八	(+) 六・五四
理 髪	" "	三七・五〇	〇・四〇	〇・一五	(+) 二・三六
ゴム製品	" "	一〇・〇〇	〇・一三	〇・〇一	(+) 一・〇四
主 食	二五、一	七・三四	二五・七〇	一・一五	(-) 二・九二
革 靴	" "	四四・〇〇	〇・二一	〇・〇九	(-) 〇・七二
醬 油	" "	二四・四四	〇・三九	〇・〇一	(-) 〇・三九
新聞料金	" "	一八・四四	〇・七七	〇・一四	(-) 一・二六
					(-) 〇・〇八

響影の		響	影	の
味	油	砂	綿	鮮
噲	脂	糖	織	魚
〃	〃	二五、四	物	〃
一四・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	(-) 四・〇〇	五・〇〇
〇・二八	〇・〇八	〇・四六	〇・四一	一・九〇
(+) 〇・〇四	(+) 〇・〇一	(+) 〇・〇七	(-) 〇・〇二	(+) 〇・一〇
(+) 二・二二				(+) 〇・〇七
				酒煙通
				稅草の
				徵下
				(-) 〇・二九
				(-) 〇・一八

響影の配増 (二)		品目	増配率	増配による膨脹率	ヤミ物量の減少率	ヤミ部分の生計費削減による縮少率	ヤミ物量の生計費削減による膨脹率	(直接稅) + (間接稅)
油	石	被	油	油	油	油	油	
脂	鹼	服	服	服	服	服	服	
三三・三%	三四三・〇	八二・〇	二四三・〇	二七・三	〇・九	〇・四七	一〇・二六	
(+) 〇・〇三	(+) 〇・〇六	(+) 一・八五	(+) 〇・〇三	(-) 〇・〇四	(-) 〇・〇三	(-) 〇・〇二	(-) 〇・〇三	
								(+) 一・二七
								(-) 一・六〇
								(-) 〇・〇六

合計(A)
 (一) + (二)
 (A) + (B) (一) 四・七九% …… 標準世帯への影響

(+) 一・二七

(直接稅) + (間接稅)
 (B) (一) 一・六〇
 (一) 〇・〇六

(説明)

I 前提並びに方法

一 見透しの時期を昭和二十四年十一月より昭和二十五年度とし、価格改訂並びに増配の影響を税制改正の影響との両面より之をみた。

二 生計費えの影響の計測は消費物量並びにヤミ及び自由価格を一定として行い、価格改訂については十一月以降の既改訂分及び今後予想される価格改訂を織込み、増配については復興計画室「昭和二十五年度経済の見透し」により、税制改正の影響は所得税引収入に対する比率として、何れもC・P・S平均世帯(収入モデル 一二、五〇〇円)について推定した。

II 結果

一 昭和二十四年十一月を基準として価格改訂の影響は二二・一%の家計負担を増す見込みである。更に油脂等の増配が実施されれば〇・九四%の軽減となる。従つて価格改訂並びに増配の影響は差引一・二七%の負担増加となるであろう。

二 同じく税制改正の影響は六・〇六%の負担軽減となる。

三 従つて昭和二十五年度の勤労者家計に対し、四・七九%の負担軽減となるものと推定される。而して増配が行はれるならばヤミ値の下落が考えられるが、この試算においてはこの要因は織り込んでゐない。

(註)

- 一 この試算においては原則として㊦改訂の影響のみを算定したのであつて最近における自由価格並びにヤミ価格下落の要素は織込んでいない。
- 二 税制改正に伴う地代、家賃の改訂、其の他今後の推移によりこれ以外にも㊦改訂の品目が今後若干追加されるものと予想される。
- 三 貨物運賃改訂の影響のうち㊦に影響するものは各消費財の価格に織込み済みである。なお之を巨視的にみれば生計費に対して〇・六九%の負担増を生ずる。